

# 会報



2009年1月

## 目次

02● 慶應義塾創立150年記念式典挙行される

03● ご挨拶 公認会計士三田会会長 / 青木 雄二

04● 「新日本有限責任監査法人が誕生するまでのことなど」

公認会計士三田会元会長 センチュリー監査法人元会長 / 森重 榮

07● 証券取引等監視委員会と会計監査

元証券取引等監視委員会委員 / 野田 晃子

10● 国際会計士連盟の活動に参加して

日本公認会計士協会常務理事 / 篠原 真

12● 政治資金監査について

日本公認会計士協会常務理事 / 小見山 満

14● ディスクローチャーの充実強化に係る雑感

日本公認会計士協会常務理事 / 森 公高

16● 5年目の公認会計士

渋谷 寿彦

17● 小さな一歩

出居 美智子

19● 行事報告

20● 公認会計士試験の状況

旧試験制度から連続33年間、合格者数首位を堅持

21● 公認会計士第2次試験及び公認会計士試験

大学・年度別合格者数一覧表 公認会計士三田会調べ

22● 役員一覧

23● 公認会計士三田会・会則

# 「慶應義塾創立150年記念式典」 挙行される。



2008年11月8日土曜日、慶應義塾創立150年記念式典が日吉にて挙行されました。

小雨交じりの寒い中でしたが、日吉キャンパスには8000名を超える来賓、塾生、塾員、教職員等が集まり、創立150年を祝いました。

式典においては、天皇皇后両陛下の御親臨を仰ぎ、白井克彦早稲田大学総長、ケンブリッジ大学総長代理他国内外の大学の学長をはじめとする多くの来賓、卒業生代表からの祝辞がありました。その後、塾生代表による誓いの言葉があり、慶應義塾塾歌を全員で斉唱しました。

次に、普通部生徒による和太鼓演奏、幼稚舎から大学院までの各校代表者、塾員による「未来先導宣言」が行われました。

応援指導部により、出席者が肩を組み「若き血」「慶應賛歌」を合唱して解散しました。

この様子は、三田、湘南藤沢、大阪の各会場に中継されました。

慶應義塾が創立150年を迎えたこともあり、2008年は公認会計士三田会としても、読売ウイークリー、週間ダイヤモンド、プレジデントの取材を受けて記事が掲載されました。



公認会計士三田会会長

青木 雄二

(昭和42年経済学部卒)

## ご挨拶

2008年は慶應義塾創立150年を迎え多くの行事が行われました。11月8日の天皇后陛下をお迎えした記念式典に私も参加いたしました。私自身普通部の2年生のときに創立100年を迎えておりましたので、150年の式典に参加できたことは感無量でありました。宇宙飛行士の星出彰彦氏や、医学の最先端の再生医療に取り組まれている名越慈人氏等、多くの分野で活躍される塾員の未来先導宣言に力強い未来と感動を覚えました。

2008年はまた、公認会計士制度60周年でもありました。業界にとりまして、この10年はバブル経済の整理もあり激動の時代でした。2007年夏には4大監査法人の一つみずほ監査法人が解体され厳しい状況でありました。しかし、見方を変えれば、日本の資本市場を支える会計監査が本格的にその必要性を問われ、信頼の未来へ繋げる時期にあると言えます。事実、財務諸表に係る内部統制の報告と監査、及び四半期財務諸表のレビュー制度が2008年4月より開始されました。また、税務やマネジメント・コンサルティングにおいても公認会計士に対する期待と需要は持続的に高まってきております。優秀な人材がどんどん入り、様々な分野で活躍していただきたいと願っています。一方、2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻を契機として、世界経済は1929年から始まった大恐慌に匹敵する危機に直面しています。このような中で公認会計士の役割も一段と重くなると考えられます。

この業界で塾出身者の合格者数が増えだしたのは1970年頃からです。同年、大学別合格者数トップにたち、2008年までに通算37年、連続で34年続いています。1977年に公認会計士三田会が発足しまし

た。当時は塾出身者が日本公認会計士協会の重要な職務を担うようになり、同窓の絆を強めようという機運もあったと思います。その後、業界の再編成が絶え間なく続いてきましたが、この会の会員同士のつながりが大法人発足に深くかかわった例も見られました。

当会の会員は慶應義塾に学んだ公認会計士・会計士補・同試験全科目合格者であれば誰でも会員になり会の活動に参加できます。会の目的は大きく3つあります。「会員相互の情報の交換と共有」「会員相互の親睦」「会員と慶應義塾との交流」です。当会は、大規模監査法人に所属する方々から個人事務所を経営する方々を網羅し、年齢構成も実務数十年に及ぶベテランから、試験に合格したばかりの若い層までが同窓の絆で結ばれ、夏季研修会と冬季の研修会・新人歓迎会を中心とした行事、ゴルフ会や会報発行を通じて、会員相互の親睦、情報の共有をとおして広い視野の涵養にも努めております。

2008年の公認会計士の論文式試験の合格者のうち、短答式試験からの合格者は3,024名であり、前前年より倍増した前年の2,695名から更に12%増加しています。これは私が合格した30数年前と比較すると合格者で10倍以上になっています。公認会計士三田会の会員の増大に対し、会の活動を如何に多くの会員にとって魅力あるものにするかということは、会を運営する上で重要な課題です。定例行事の運営を連合三田会の運営に習い、卒業10年毎の当番年度により行っています。幅広い層が行事に参画し会の良さを認識して、当番年度がはずれても多くの方が参加する会にすることを目指しています。33号になる会報は、この職業の歴史を理解する上で極めて貴重な資料になっているため、2008年に過去からの会報をウェブ・サイトに載せ会員共通の財産にすることにしました。

2007年4月から大学院商学研究科に従来の研究職コースに加え、会計職コースが開設され専門職業人の養成が始まりました。慶應義塾との交流の一環として、当会も実務家教員の派遣に関し候補者の推薦を行っております。

以上、本会の活動を通して業界の発展と塾への貢献への一助になればと役員一同努力しておりますので、会員の皆様の一層のご協力をお願いいたします。



公認会計士三田会元会長  
センチュリー監査法人元会長

**森重 榮**

(昭和34年経済学部卒)

## 「新日本有限責任監査法人が誕生するまでのことなど」

今年は慶応義塾創立150年の年であり、11月8日に日吉キャンパス陸上競技場で天皇、皇后両陛下ご来臨の下に行われた記念式典に私も参加してまいりました。あいにく小雨の降る天候でしたが150周年記念にふさわしい立派な式典であったと思います。帰宅してから私の書斎においてある“1959年卒業記念百年三田会”のユニコン像を手にとって見ながら、卒業の間際になってから公認会計士になる決心をしたものの、どのようなことになるのかという不安を持っての毎日であった約50年の昔のことを懐しく思い出しました。

さて、私が平成14年7月末日に新日本監査法人を退任してから6年半近くの歳月が過ぎましたが、公認会計士業界も環境の変化と制度の改革が追い風となって大きく変貌しながらも発展して来ましたが、一昨年八月にアメリカで発生した金融危機に端を発した世界的規模の大不況は必ず公認会計士業界にも大きな影響をもたらすものと考えられます。公認会計士としてこの事態への対応を如何にすべきか、監査業務の現場を離れている私から教訓めいたことは何も言えませんが、結局個々人の自覚によって責任のある行動をとって問題に対処するより他の方法はないと思います。

ところでこのような現状の問題とは直接の関係はありませんが私が所属しておりました新日本監査法人が平成12年（西暦2000年）4月1日に太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人の合併によって設立されたことについて会報担当

の方から何か秘話でもあったのであれば執筆して欲しいとのことでしたので筆をとった次第であります。

私は昭和56年の4月に日本公認会計士協会の役員選挙で理事に初当選し、川北会長のもとで学校法人委員会と公益法人委員会の担当常務理事に任命されました。この時に常務理事としての会務の執行のあり方や委員長・副委員長の選任等で親切にご指導いただいたのが先輩の村山徳五郎先生であり、先生が副会長、会長を努められて、平成元年7月に退任されるまで本当にお世話になりました。その後山上会長のもとで財務担当常務理事を努めた後に平成4年に副会長に就任し、山本秀夫会長のもとで総務部門を担当して平成7年7月に14年間の日本公認会計士協会の役員活動を終え退任致しました。

協会の会務から解放されて監査法人に帰りましたが、当時の日本はバブル経済の崩壊によって経済全体が大きな打撃を受け、各企業は再建に向っていろいろな施策を講じておりましたが私が強く感じたのは企業の姿勢が従来とは違って来て徐々にではありますがわれわれ公認会計士のような外部の専門家を利用しようとする気運が強くなったことです。このことにより日本企業のビジネスがグローバル化して海外においては監査のみならずマネージメント・コンサルティングや国際税務に対するクライアントのニーズが強まり監査法人としてこれらに対するサービス提供が重要な経営課題となって来ました。もちろん日本国内では税理士法によって監査法人は税務業務はできませんがグローバルな視点ではこれらに対するサービスの提供は絶対に必要であります。

私は平成8年5月30日にセンチュリー監査法人の会長に選任され、就任致しました。私が会長職に就いて実施しなければならないと考えたのは、第一に組織の活性化、第二にリスク管理、第三は持続的発展性であります。まず、私共の監査法人は第一、日新、武蔵の合併法人として創立10年の区切りを通過しましたが組織の一体化



が遅れており、そのため法人全体の持っている能力が十分に発揮されていないので、社員、職員が組織活動に積極的に参加して業績を上げること、次に上述したようにわが国の経済は大きな打撃を受け、特に不動産業や金融業等は業績の不振に喘いでおり、海外において不正取引による巨額の損失発生事件等があり、監査業務におけるリスクは増大して来ていますので、監査契約段階における契約内容の妥当性審査、次に監査実施段階において監査マニュアルその他の有効な監査ツールの活用等による監査、そして意見表明段階における審査機構の指導的関与と厳格な審査の実施であります。さらに、法人の発展、つまりわがセンチュリー監査法人が業界内に確固たる地位を築き、クライアントのニーズに十分応え、また社員、職員がより豊かになるために業容を拡大して行くことであります。

これらのテーマは監査法人の経営にとって重要であり常識的なことでありますが、少し具体的に言えば監査法人はプロフェッショナルサービス業ですから、クライアントの多様なニーズに適応するサービスを提供することができる優秀な人材を数多く持つことが必要不可欠であります。そして優秀な人材を集めるためには業界においてトップレベルの規模を持つことが必要です。また業容拡大のために業務開発を行うためにも小規模な組織では業務開発活動も困難なことが多く、既存のクライアントからの紹介によって派生的に生じる業務にも限界があります。実際に日本でも国鉄が民営化された際には当時の監査法人の規模の順にJR東日本、JR東海、JR西日本という順序で決まり、わがセンチュリーはJR北海道とやっと契約できたような状況でありましたし、日本電信電話公社が民営化してNTTとなった際にも上位の2法人に決定されました。

このようなことから私はセンチュリー監査法人の現状を抜本的に変えるには、中央、朝日、トーマツ、太田昭和の上位4法人いずれかと合併すること以外に方法はないと常々考えておりました。

それに海外のファームもかつてのビッグエイトからビッグシックス（アーサーアンダーセン、KPMG、クーパーズ・アンド・ライブランド、プライスウォーターハウス、アーンストヤング、デロイト・トウシュ・トーマツ）に変わっていますがそれも合併によるものでした。（ご案内のように現在ではクーパーズ・アンド・ライブランドがプライスウォーターハウスと合併してPWCとなり、アーサーアンダーセンが消滅してビッグフォーになっています。）われわれも中小の6法人が合併して今日のセンチュリー監査法人となったのですから、もう一回だけ最後の合併をして日本一の監査法人を作ろうと考えたわけであります。しかも上位の4法人のいずれかと合併すれば当然に日本一の規模になることはわかっていましたから、自分の方から積極的に動き出すことはしないで、4法人のうちのいずれと合併するのがわれわれにとっても相手側にとっても一番よいかを慎重に考えて行動することが大切であると考えておりました。

この件はセンチュリーの役員のうち誰かがいずれ実行しなければならぬことと理解しており、どの法人がよいのかという話題は非公式にはいろいろ出ていました。私は合併の相手としては太田昭和監査法人が最もふさわしいと思っておりましたがその理由の第一は、わがセンチュリーがメンバーファームとなっているKPMGが太田昭和の国内業務の有力クライアントであるキャノン、ホンダ、三菱電機等の国際業務の監査その他の仕事を担当していることであります。この合併が実現できればわれわれ監査法人としてもクライアント側としても内外のサービスを提供することも受けることも一体的にできることになり、いろいろな利便性が生じます。第二の理由はやはり太田哲三先生という偉大な方が監査制度の初期に事務所を開設され、監査法人としても開設第一号とされただけにあらゆる業種の日本を代表するクライアントを数多く持ち、また優秀な人材も多数集まっていることであります。またセンチュリー側で旧港監査法人に在籍していた人

達は、KPMGのスタッフとして太田昭和のクライアントの国際業務を担当していたこともあって太田昭和のことをよく知っており、馴染深い関係にもあったという事情もあります。

上記のようなことから、太田昭和の当時の長谷川理事長とも時々会って合併の可能性について話し合っておりましたがなかなか具体的な話にはなりませんでした。

そこで私は平成9年5月の連休の後にセンチュリーの理事会議長と一部の役員に、中央監査法人の村山理事長に会って合併の申し入れをすることについて了解を求めて同意を得ました。そして村山先生に早速連絡して話の内容はセンチュリーと中央監査法人の合併の件であることを申し上げて銀座の店をセットしていただきました。この会談には村山先生と私の他に中央からは副理事長の上野氏と増田浩二氏、センチュリーは重田理事会議長が同席致しました。話は友好裡に進み希望のもてる内容でありました。その後、村山先生と二人で会って合併構想について基本的なことを話し合いました。そして8月1日にセンチュリーの常任理事会で太田昭和との話は一応中断して中央監査法人にセンチュリーとの合併の意向を打診して正式に申し入れることを決定しました。8月後半から9月の中旬にかけて村山、上野両氏と私と重田の4名で合併にあたって決定すべき基本的事項についての話を致しました。実は私は9月13日からサンフランシスコでKPMGのパートナーの世界会議が開催され、これに出席するため19日まで日本を留守にすることを村山先生に申し上げたところ、先生もクーパーズと呼ばれて急にロンドンに行くことになったと告げられました。私は9月19日に帰国して22日に村山先生と上野氏にお会いしたところ、村山先生は天を仰いで、クーパーズとPWが合併することが決定したので、この現実を前には残念ながらセンチュリーとの合併は断念せざるを得ないと言われました。私も大変にショックを受けましたが諦めざるを得ませんでした。ところで、太田昭和監査法人には9月の初旬に重

田理事会議長から中央監査法人の名前は出さず、他の法人と合併交渉をしている旨の通告をしてあったのですが、私がサンフランシスコへ出発する直前に太田昭和の長谷川理事長と佐成氏が来訪されて、合併について検討のテーブルに着きたいとの申し入れがありました。これは私としてはその時は大変不思議に思いましたが中央監査法人との合併が不可能となった今は、やはり当初に考えていた通り太田昭和監査法人との合併を実現しなければならないと決意した次第であります。

そして10月の初旬にセンチュリーの私以下4名の役員と太田昭和の長谷川理事長以下3名の役員で合併の件についての協議を再開致しました。そこへロンドンのKPMGの会議に出ている重田理事会議長が10月16日にKPMGとアーンストヤング（EY）が合併するというニュースを持って帰国しました。これは少し前に決定したクーパーズとPWに続いて世界の会計士業界の大ニュースであり、センチュリーにとっても太田昭和にとっても合併の促進にこれ以上ない好都合なことであります。私共は直ちに双方で理事会及び経営委員会で事務所内の意思統一をはかり、合併委員会を設置して合併のための諸準備を開始致しました。ところが平成10年の2月中旬にKPMGとEYの合併破談が報じられました。これは双方にとって大変な事態の出来であります。合併委員会で今後の対応を協議した結果、今後当然困難は予想されるが、合併実現のために努力するという結論になりました。そこで私は太田昭和との合併を実現するためには国際関係を確立することが最も重要であると考えて、たまたま来日していたKPMG国際長官のColin Sharman氏とUS KPMG会長のStephen Butler氏に3月31日に会って、日本のセンチュリーが太田昭和と合併することの必要性を説明し、国際関係についてKPMGとEYのDual方式を提案して了解を得ました。これが如何に厄介な問題か私も理解していましたが、両氏共KPMGにとって日本の重要性をよく認識し

ていたため私の申し入れを受入れてくれました。しかし太田昭和との合併の件は互いの役員が会って合併についての意見交換をするのみで1年以上も進展はありませんでした。話は少し戻りますが平成10年の初め頃から朝日監査法人理事長で塾の先輩である宇野先生から朝日監査法人との合併の話があり、その後も太田昭和との話が続けていることもご承知の上で何度も会食しながら会談しました。私も太田昭和との話がなかなか進みませんので宇野先生には確答はしませんでした。朝日監査法人も素晴らしい事務所で、友人も沢山いましたので合併の相手として有力な候補であるとの考えを徐々に固めていきました。

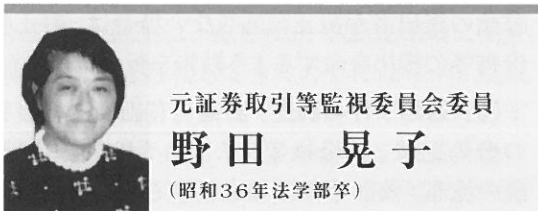
そして平成11年8月19日の夕刻、テレビ、ラジオ、新聞で第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行の3行が持株会社を作って統合するというニュースが流れました。太田昭和は富士銀行、われわれは第一勧業銀行をメジャークライアントとしているのでこれで太田昭和との合併は実現出来ると考えて早速にその準備にとりかかりました。8月26日午後佐成理事長がセンチュリーに来訪され、合併実現への申し入れがありました。直ちに了解の返事をして固い握手をしたことを記憶しています。

合併の諸準備の最中の8月31日に、予想もしていなかったトーマツの高岡会長と喜多包括代表社員の二人から私と由良副会長に会食のご案内をいただきました。宴席での話題はやはり合併の申し入れでした。翌日昨夜のご好意の礼状を書き、当面は貴意に副えない旨を伝えました。

また宇野皓三先生にも9月初旬にお目にかかって、長期間に亘ってご好意をいただきながらご意向に副えなかったことのお詫びとお礼を申し上げましたが大変つらいことでした。

9月6日に富国生命ビルで太田昭和とセンチュリーの両法人から役員が出席して合併のキックオフミーティングを行いました。来年(平成12年)の4月1日を合併期日として準備することで合意しました。

大型合併であるため、大蔵省からの合併承認を受けることの対応、9月14日に予定しているプレスリリースの方法、在米のEYとKPMGの本部訪問の日程等短期間で終わらせなければならない重要な案件が多く私も佐成氏も大変忙しい思いを致しました。また新法人の名称についても合併期間中に双方で大議論をしましたが「太田昭和センチュリー」として平成12年(西暦2000年)4月1日に現在の「新日本有限責任監査法人」が誕生したのであります。



元証券取引等監視委員会委員

**野田 晃子**

(昭和36年法学部卒)

## 証券取引等監視委員会と 会計監査

### 1. はじめに

平成13年7月、私は、天職と信じていた幸せこの上ない30年間の公認会計士生活に別れを告げて、証券取引等監視委員会の委員に就任した。その直後に9・11事件とエンロン事件があった年である。そして、時代の変わり目を象徴するような西武鉄道事件、カネボウ事件、ホリエモン事件、村上ファンド事件、日興コーポラル事件を始めとする様々な事件に出会い、平

成19年7月に2期6年の任期を終えた。本稿では、証券取引等監視委員会の活動をご紹介するとともに、公認会計士監査が外からどう見えたかを述べたい。

## 2. 証券取引等監視委員会とはどんな機関か

**1) 発足の経緯** 証券取引等監視委員会（以下、監視委員会）は、平成3年の4大証券による証券不祥事の反省から、当時大蔵省証券局が担っていた「証券会社の監督」と「市場ルールの遵守状況の監視」の役割を分離して（コーチとアンパイアを分離）、国家行政組織法第8条に基づき、平成4年7月に大蔵省に設置された機関である。証券市場の公正性・透明性を確保して、信頼性の高い市場を維持することを使命としている。

**2) 組織・体制** 監視委員会は、委員長と委員2人の3人で構成される合議制の機関で、現在は金融庁に置かれている。委員長及び委員は、衆参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命される、いわゆる国会同意人事である。

監視委員会の事務局には358人の職員が、また、全国11の財務局等には、監視委員会の業務を担当する282人の職員が配置されており、合計職員数は、640人（平成20年度）である。

**3) 組織の特徴** 諸外国の証券・金融行政は、例えば、アメリカのSECは証券に関して、英国のFSAは広く証券・金融に関して、何れも、企画立案・検査・監督権を一元的に掌握している。これに対して、日本の金融庁は英国FSA型体制を採っているが、このFSA金融庁の業務のうち、証券分野の監視・検査を監視委員会が独立して担い、さらに金商法違反の調査を行っている。検査・調査の結果、必要ある場合は、行政処分を勧告する、あるいは検察庁に告発すると言う、処分権を持たない組織である。

## 4) 活動内容は、次のようなものである。

**(1) 市場分析調査** 株価の動き、重要事実の

発生、報道、インターネットの情報あるいは一般からの情報等をもとに、証券会社等から取引の詳細な報告・資料を求め、日常的な市場監視を行っている。また、新商品や新たな取引形態等資本市場全般における新たな動向について分析し、背景となる事象を把握し、市場監視に役立っている。

**(2) 証券検査** 検査対象先は、金融商品取引業者や自主規制機関（金融商品取引所等）で、検査内容は、金融商品取引業者については、作為的相場形成や誤解を生ぜしめる表示、またはその役員・使用人の禁止行為違反、ならびに、財務健全性等である。検査の結果、問題点があれば指摘し、必要があれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等の勧告を行う。

**(3) 課徴金調査** 課徴金は、違反行為の抑止・規制の実効性確保と言う行政目的達成のため、金商法の違反者に対して、金銭的ペナルティを課す行政上の措置である。対象となる行為は、虚偽の有価証券届出書の提出により有価証券を取得させ、売付ける行為や虚偽の有価証券報告書の提出、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引である。調査の結果、違反行為があれば、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行う。

**(4) 開示検査** 公益または投資家保護のため必要かつ適当であると認める時、有価証券報告書等の開示書類の提出者等に対して報告の聴取及び検査を行う。検査の結果、開示書類に重要な事項について虚偽記載が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう、また、開示書類の提出者が訂正に応じない場合は、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う。

**(5) 犯則事件の調査・告発** 有価証券報告書の虚偽記載、相場操縦、インサイダー取引、風説の流布・偽計等の市場を害する悪質な証券犯罪を調査して真相を究明し、犯則の心証を得た時は、検察庁に告発する。この犯則調査権限は、監視委員会の固有の権限であり、強制調査権も認められている。

以上(1)～(5)が主な活動であるが、活動に当たっては、金融庁関係部局、証券取引所・証券業協会等の自主規制機関及び海外証券規制当局等との連携を図り、情報交換・相互協力に努めながら成果を上げている。

### 3. 監視委員会から見た会計監査

監視委員会と会計監査の接点は、課徴金・開示検査(行政手続)と金商法違反調査(刑事手続)を通じたDisclosure違反・虚偽記載行為である。

監視委員会にいと、投資家の直接の声に接する機会が多い分、投資家に対する責任の重大さと会計監査の重要性をより強く実感する。上場後すぐ上場廃止になったり、問題決算の翌期に破綻したりして、投資家が蓄えた財産を失ってしまった嘆きの声は、当の上場審査の関係者や公認会計士の胸に届いているであろうか。会計監査は、公認会計士が思っているより遥かに重要なものである。

監視委員会で取り扱う虚偽記載案件を見ると、つまり問題案件の監査を裏から見ると、一般に監査に深度がなく、甘い監査と言う印象を受ける。後から見れば、何とでも言えるのはもちろんであるが、そういう立場から見ると、会計監査に関する示唆を様々得ることも事実である。以下は、そうした感想である。

1) 公認会計士は、企業活動が複雑化・多様化・国際化し、さらにIT化も進んでいる変化について行けてないのではないか。

2) 公認会計士は、監査手法や監査権限に関する研究開発を軽視してきたのではないか。監視委員会で見た粉飾決算では、偽造や共謀は必ず行われており、必死の巧妙な粉飾を現在一般に実施されている監査の方法だけで発見するのは難しいと思われる。監査手続の範囲には一定の制約があるとされるが、それで粉飾が発見できないのでは、制度の存在意義が疑われるし、市場の健全性も維持できない。会計上の不正に対

する強力な監査手法あるいは調査権限の枠の拡大についての研究が必要ではないか。

3) 以上は会計監査の問題であるが、以下は会計の問題である。会計は一見ルールや基準があるようで、特に日本の場合はルールや規範等がはっきりしない部分がある。事実の一つなのに経営者なり公認会計士によって判断に幅があり、その結果決算も大きく異なる場合も現実には起きている。

会計上は粉飾と思われるでも、監視委員会の調査・検査では、金商法上は虚偽記載にならないことがある。金商法上は、ある処理について判断の余地あるいは会計上不明瞭な部分があれば虚偽記載と断定できない。なぜなら、監視委員会の行う調査(刑事手続)・検査(行政手続)に基づく処分には、絶対的に明確な客観的な根拠が必要だからである。

会計は企業の活動を表現するツールで、経済活動のインフラであり、グローバルな利用者の意思決定材料を作成するものであるから、客観性・透明性が不可欠である。会計サイドは、誰が判断しても同じ処理になるような、誰もが公正妥当と認める会計処理を行う指針となるような規範・ルールの整備に努めるべきであるし、一方、行政(金融庁、監視委員会)も処分を行うなら、米国SECが実施しているように、その根拠・考え方を示して判例化することによって、両者が公共財としての会計の完成度を少しでも高めて行くことが必要であると思う。

### 4. おわりに

1) 証券市場が公正性・透明性をもって正常に機能するためには、監視委員会の事後監視では限界がある。企業の傍らにいる公認会計士が、最後の砦として、正しいDisclosureを守り抜いていただきたい。

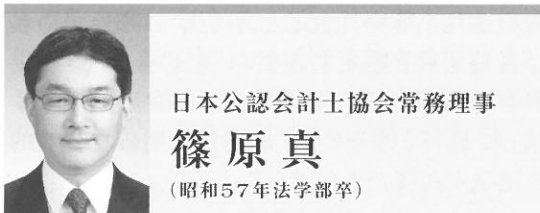
2) 後輩の皆さん、公認会計士として初めて監視委員会に来て一緒に仕事をした皆さんの先輩は、監視委員会のDisclosureの調査・検査の基



礎を築き上げ、立派な貢献を果たした。皆さんも外の世界を見て視野を広げる良い機会になるので、是非、監視委員会に行って活躍し、そこで得たことを将来の公認会計士業界の発展のために生かしていただきたい。

3) 作年の7月と9月に、青山学院大学と早稲田

大学からご招待を受け、シンポジウムに出席させていただいた。テーマ・内容とも大変素晴らしい会であったが、公認会計士の輩出数No.1を誇る我が慶応義塾も、是非、会計分野をリードするような活発な活動を積極的に行ってほしいと期待するものである。



## 国際会計士連盟の活動に参加して

公認会計士三田会の会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、現在、監査法人に勤務し、監査業務に従事する一方、日本公認会計士協会の活動に関与しておりますが、その関係で2007年から2008年まで、国際会計士連盟 (IFAC) に置かれています国際監査・保証基準審議会 (IAASB) のボード・メンバーを務めさせていただきました。今回は、その活動において気付いたことを述べさせていただきます。

IFACは、世界123カ国、157の加盟団体からなる組織で、本部はニューヨークにあります。ここでは、監査基準はもとより、倫理から教育、公会計にいたるまで様々な問題が検討されています。なかでも、IAASBは、監査基準及び保証 (Assurance) 基準の設定を担っており、ここで国際監査基準 (ISA) が設定されています。

近年、会計基準の国際的なコンバージェンス

が急速に進展し、マスコミ等でも盛んに取り上げられていますが、会計と監査が車の両輪に喻えられるように、会計基準の動きと歩調を合わせるようにISAを巡るコンバージェンスの動きも勢いを増しています。具体的には、欧州連合 (EU) が、域内の法定監査にISAを採用 (Adoption) することを目指しており、他の国々もこれに追随しようとしています。IAASBでは、このコンバージェンスの動きに対応するために、クラリティ・プロジェクトと呼ばれるものを立ち上げ、過去4年ほどにわたって、38本の国際基準を全面的に書き換え中であり、そのプロジェクトが2009年の初めには終了するという段階になっています。また、これらの新しい基準は、2009年12月15日以降開始事業年度から適用されることになっています。実質的には、2010年1月から適用になると思いますが、各国ともこの適用日を目標に、ISAを自国語に翻訳する作業を進めています。各国が適用するまでは、まだ時間がかかるとはいえ、膨大な作業量が見込まれることから、日本も既にこれらの動きに対応すべく取り組みを開始しています。

私のIAASBにおける任期が、ちょうどこのクラリティ・プロジェクトの最盛期にあたっていました。通常ですと5日間のボードが年4回開催されるのですが、それが5回ないし6回に増やされ、1回のボードで審議される基準案の数も多くなりました。さらに、基準のひとつごとにタ

スク・フォースが組成され、各ボード・メンバーは少なくとも2つから3つのタスク・フォースに参加することになっているのですが、このタスク・フォースの会議が、ボードの合間を縫って開催されますので、とてもあわただしい2年間でした。

会議での苦労は、やはり英語です。1回のボードで事前配布される書類は、500ページほどもあり、書類に目を通すのもスピードが要求されます。さらには、会議中の英語のやりとり。英語にせかされ続けた思い出は残っていますが、さりとて拙い語学力がそれ程伸びたとも思えない現状です。

IFACの公式言語(Official Working Language)は英語ですので、今後とも英語に付き合っていくかざるを得ないのですが、各国がISAを基に自国基準を作成するにあたって注目されているのが、翻訳です。日本でも近年公表される監査の実務指針については、直訳のような表現が用いられ、日本語としてこなれていないとの批判も受けています。ただし、他の国々の状況に目を向けると、違った意味での苦労も見受けられます。日本では、一国一言語の環境の下での問題が議論されていますが、フランス語圏やスペイン語圏では、複数国一言語の環境の下、問題が議論されています。たとえば、フランス語は、IFAC加盟団体中、13カ国で用いられていますが、同一言語でも、地域により用語や表現が異なることが間々あります。さらに、法令や法律用語の違いも影響してきます。こういった環境の下でも、IFACの公式訳は、ひとつの言語につき、ひとつに絞るといった取り組みがなされているため、ある国にとってはしっくりこない翻訳を使用することを強えられるケースも出てくるかも知れません。また、一国又は一地域で複数の言語が用いられている場合も、違った問題を生じます。たとえば、EUの場合は、地域内に22の言語があり、ISAはそのすべてについて翻訳されることとなりますが、22の言語を用いて作成された基準につ

いて、同一地域内の均質な運用が可能なのかどうか疑問視する見方もあります。さらには、英語圏においても、翻訳の問題とは異なりますが、違った問題を生じます。IFACの基準には、なるべく平易な英語で書くというルール(Plain English Policy)がありますが、英国人に尋ねても、米国人に尋ねても、ISAの英語には微妙な違和感を持っているようです。英語圏の場合は、意識により翻訳自体がクッションになるということがありませんので、違和感がある場合はさらに深刻なことになりかねません。こういう場合と比べると、一国一言語の環境下の日本語というのも、国際的にはマイナーな言語かも知れませんが、それほど恵まれていないわけではないように思えます。

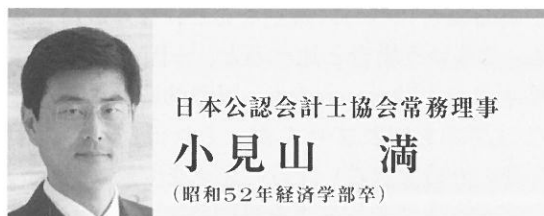
結局のところ、英語を母国語とする者にとっても、英語以外の言語を母国語とする者にとっても、ある程度の違和感を抱かざるを得ないというのは、国際基準というものが持つ宿命のようにも思えます。

日本にとって翻訳の問題は、明治時代以降あるいはそれ以前から、延々と続いてきた問題ではありますが、近年、会計や監査の世界では、コンバージェンスが急速に進展する一方、外来の用語が一気に増えると同時に、それを急速に国内に普及させなければならないというスピードを要求する圧力が高まっています。本来であれば、安易にカタカナ表現に流れることなく、和訳して自国語として、また自国制度として十分消化され得るような表現を見つけ出さなければならないことは当然で、先達もこれにはたいへんな努力をしてきたであろうと思います。これら相反するニーズに応えるべく、英語のみならず日本語も勉強していかなければならないことは承知していますが、限られた時間内で納得のいく答えを得るのは、簡単ではないというのが実際です。

前述しました通り、会計基準ばかりではなく、ISAとのコンバージェンスのために、監査においてもさらに多くの変化がここ数年で起

きてくると思います。監査現場にはすでに相当の負荷がかかっていることも現実ではありますが、次に来る変化への心積もりをしておくことも大切であろうと思います。また、特に

将来のある若い会員の方々には、技術的な勉強の他に、言語に対する勉強も、将来のための有望な投資として受け取っていただきたいと思っています。



## 政治資金監査について

### 1) 初めに

平成19年12月に政治資金規正法が改正されました。これは、何人もの国会議員の政治資金団体に不明瞭な政治資金の用途があることが発覚し、中には自殺者が出るほどの事件が度重なったことに起因します。そこで、新政治資金規正法では、国会議員に係る政治資金団体に対し1円以上の領収書等の保管義務を課すると共に第三者による調査（政治資金監査）の導入を義務付けました。そして、そのルールを国会で選んだ民間人5名で組成する政治資金適正化委員会で決めることになりました。私は公認会計士を代表してその委員会に参加させていただくことになりましたので、簡単に制度をご説明させていただきます。

### 2) 政治資金監査の本質

政治資金監査は、公認会計士だけではなく、弁護士・税理士が登録政治資金監査人になれ

るうえ、その対象は収支報告書の支出部分のみの調査で、しかも調査方法目的は「支出された事実の確認」です。

そこで、日本公認会計士協会では、この法律改正の前から、本来の財務諸表監査と全く異なることを指摘し、財務諸表監査と混同されることから「監査」という言葉を外すように申し入れてきました。しかし、監査役監査などのように「監査」という言葉が広く一般的に利用されているため、「政治資金監査」の6文字で常に利用することを前提に了承しました。

この政治資金監査は、あくまで外形的・定型的に支出の事実を確認するものにすぎず、単なる照合・検算手続きであります。従って、領収書の偽造の有無や用途の妥当性などを確認するものではありません。さらに、政治資金監査報告書には、実施された調査の結果を記載するだけであり、登録政治資金監査人が収支報告書の支出の部分について意見を表明することはありません。このことは、この法律改正時に衆参両議会で質疑応答に明確に示されているところでもあり、一般の財務諸表監査とまったく異なるものであることがこれらからもよくわかります。

### 3) 具体的内容

#### 1. 政治資金監査報告書の提出

国会議員の政治資金団体の会計責任者は、暦年基準による会計期間においてそれぞれの政治資金団体の政治資金収支報告書の提出を義務付

けられていますが、平成21年度分の収支報告書は、登録政治資金監査人により調査を受けて政治資金監査報告書をもらい、その報告書とともに提出することになります。政治資金監査の途中で、資料が出してもらえなかったり、情報が十分でなかったりするため調査を遂行できないと判断した場合には、普通の財務諸表監査であれば「意見差控え」などの意見を出しますが、政治資金監査では、意見表明しないので政治資金監査報告書を出さないことになります。

## 2. 登録政治資金監査人

公認会計士・弁護士・税理士は、総務省に登録し、一定の研修を受けて初めて政治資金監査を行うことができます。登録時には登録免許税1万円がかかり、研修時にはおよそ7千円の研修料がかかります。研修は総務省が主体になって開催されます。基本的に3～4時間程度の研修となっていますが、全国ベースで開催される予定になっています。

## 3. 政治資金監査マニュアル

登録政治資金監査人が政治資金監査を行う際の具体的な指針を示すとともに、政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るために、政治資金適正化委員会が政治資金監査マニュアルを作成しました。登録政治資金監査人はこのマニュアルと、現場マニュアルとしての政治資金監査実施要領に準拠して政治資金監査を行うことが求められています。

①**調査方法**：会計帳簿と領収書等をすべて調査することが要求されています。そして、会計帳簿は収支報告書の支出の部の内訳と一致するかを見ることとなります。そこで問題になるのが、「住所」です。政治資金規正法では、支出先の「住所」を収支報告書に記載することを要求しています。そこで、会計帳簿にも支出先の「住所」を記載しなくてはならないこととなっているのです。

②**調査場所**：あまりにも架空の住所で政治資金団体の事務所が登録されていたため、登録政治

資金監査は、政治資金団体の事務所で行うことになりました。資料だけを会計事務所に送らせて監査を行うことはできません。

③**領収書等**：領収書等は現物をチェックしなくてはなりません。コピーなどはいけませんし、領収書に「目的」「金額」「日付」が書いていまして領収書になりません。そのため、銀行振込の依頼書は、支出の「目的」が記載されていないため、政治資金監査では領収書とならないので「振込明細に係る支出目的書」を作成させそれとともにチェックすることに注意すべきです。

④**ヒアリング**：政治資金監査では会計責任者に会計処理方法、支出項目の区分の分類、支出の状況が確認できなかったもの、支出の状況の詳細を確認する必要があるものについて、会計責任者にヒアリングすることになっています。

⑤**領収書等亡失明細書と領収書等を徴収し難かった支出の明細書**：領収書等をなくした場合ならびに入手し難かった場合に、それぞれ会計責任者に亡失明細書と徴収し難かった支出の明細書を作成させ、それが帳簿に記載されている事項と間違いないか確認することになります。

## 4) 政治資金報告書

政治資金監査報告書は、意見の表明を行うものではありませんが、次のことを記載することになっています。

①**日付**（現場での政治資金監査完了の日）

②**宛先**（政治資金団体の代表者）

③**登録政治資金監査人の氏名、登録番号、研修修了の日**

④**政治資金監査の概要**

⑤**政治資金監査の結果**

⑥**業務制限**（政治資金団体の代表者の配偶者ではないなど）

## 5) 登録政治資金監査人の責任

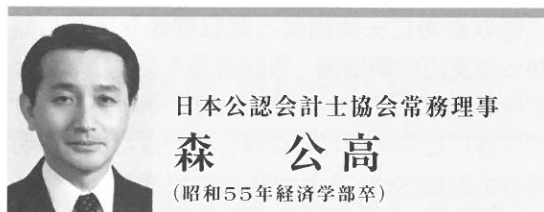
政治資金規正法では、守秘義務、使用人等の監督責任が記載されており、その他各士業法での信用失墜行為としての懲戒処分対象行為が責

任の範囲とされています。そこで、領収書等の偽造などが明らかに分かるにもかかわらず見逃していたり、領収書等が無いにもかかわらず有ったかのように結果を政治資金監査報告書に記載すると登録政治資金監査人としての責任が発生すると考えられています。

## 6) 最後に

財務諸表監査と全く性格を異にする政治資金監査ですが、制度の発展のためにも、一人でも

多くの会計専門家である公認会計士の方たちに参加していただきたいと思います。なお、政治資金監査は公認会計士法の第2項業務と考えられ、また登録政治資金監査人は自然人の個人だけなれて監査法人自体はなれませんので、監査法人に勤務されている方が個人として業務をしても監査法人との間での競業避止義務違反とはなりません。一人でも多くの公認会計士の方が、この制度をご理解下さり登録していただけることを願っております。



## ディスクロージャーの 充実強化に係る雑感

昨年4月から3月決算上場会社の財務報告に係る内部統制報告制度、四半期報告制度がスタートし、関係者はその対応に追われていることと思います。これまで、商法監査の監査対象範囲の拡大、連結財務諸表監査の導入など多くの制度改革を経験してきましたが、この度の制度改革は、内容及び業務量ともに比較にならないものといえるでしょう。これらの制度は、金融・資本市場のグローバル化が進展する中で、国際的な整合性を図り、わが国のディスクロージャーの充実強化の一環として導入されたものです。本稿ではあらためて、金融商品取引法の意義、新しい制度について振り返ってみたいと思います。

金融商品取引法は平成18年6月の通常国会で成立し、段階的に施行されましたが、上場会社のディスクロージャーの充実関係については、平成19年9月30日から施行され、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。金融商品取引法はいわゆる「投資サービス法」として検討が進められ、証券取引法をベースとして金融先物取引法等の法律を統合し制定されましたが、以下の4つの柱を具体的な内容としています。

- ①投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制の構築
- ②開示制度の充実
- ③取引所の自主規制機能の強化
- ④不公正取引等への厳正な対応

これらは、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者の利便性の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を目指すものです。わが国の個人金融資産は1500兆円にも上るといわれています。わが国は戦後の経済復興、その後の奇跡的な経済成長を遂げましたが、現在では



安定成長に入り、成熟国家となっています。今までに築いた巨額の金融資産を国富として有効活用を図るためには、多様な商品を扱い、安心できる市場が必要です。また、サブプライムローン問題で一層明らかになりましたが、金融・資本市場のグローバル化は止まる所がありません。膨大な個人金融資産だけでなく、海外から資金を呼び寄せるためには金融・資本市場の国際化だけでなく、国際競争力の強化も必要となります。

公認会計士は、上述「②開示制度の充実」に深く関り、金融・資本市場のインフラである適正なディスクロージャーの確保の一翼を担いますが、金融商品取引法によるディスクロージャーの充実強化としては以下の4つの制度が挙げられます。

- ①財務報告にかかわる内部統制報告制度
- ②四半期報告制度
- ③確認書制度
- ④法令違反等事実届け出制度

「財務報告にかかわる内部統制報告制度」は、既に本番を迎えています。初年度でもあり、進捗状況に温度差があるのは止むを得ないところです。昨年3月に金融庁から公表された「内部統制報告制度に関する11の誤解」に記載のあるように、経営者と監査人は、内部統制に「重要な欠陥」があっても、それだけでは、上場廃止や金融商品取引法違反（罰則）の対象にはならないことを十分に理解する必要があります。罰則の対象となるのは、内部統制報告書に虚偽の記載がある場合、例えば、内部統制に重要な欠陥があるにもかかわらず、評価結果に「内部統制は有効である」旨の記載がある場合等です。内部統制の適切な整備・運用に間に合わず、基準日である期末日において、結果的に内部統制に重要な欠陥が残り、評価結果が「内部統制が有効でない」であった場合でも、そのほかに問題がなく、内部統制報告書の記載内容が適

正であれば、内部統制監査の意見は、無限定適正意見になります。また、その重要な欠陥のあるプロセスにかかる取引について検証し、必要な修正が反映され適正な財務諸表が作成されていれば、財務諸表監査も無限定適正意見となります。

「四半期報告制度」は、適用初年度ですが、第1・第2四半期は既に終了し、一定の経験が積めたものと思います。四半期レビューは、国際的な基準との整合性を勘案し、保証の程度及び結論の形式について、監査が合理的保証及び積極的形式であるのに対し、限定的保証及び消極的形式となっています。なお、四半期レビューは、金融商品取引法では監査証明であり、公認会計士法第2条第1項の業務に該当し、虚偽又は不当の証明についての懲戒、課徴金納付命令等について、監査証明業務として行われることに留意する必要があります。

「確認書制度」は、上場会社等に対して、有価証券報告書、四半期報告書等の内容が金融商品取引法に基づき適正である旨の経営者の「確認書」の提出を義務化したものです。外部監査人の監査が求められているわけではありませんが、適正なディスクロージャー、ガバナンスの観点においても効果のあるものであり、監査等に当たっては、確認のプロセス等についても留意を払う必要があります。

「法令違反等事実届け出制度」は、上述の3つの制度に比べ、注目度が低い印象がありますが、金融商品取引法第193条の3に規定され、通称、「法令違反等通報制度」とも呼ばれる新設された制度です。外部監査人が財務諸表等（中間（連結）財務諸表、四半期（連結）財務諸表を含む）の適正性確保に重大な影響を及ぼす虞のある法令違反等事実を発見したときは、監査役等へ通知し、当該法令違反等の是正その他適切な措置がとられない場合に内閣総理大臣に申し出なければなら

ないという制度です。財務諸表等の適正性確保、虚偽記載を防止することを目的としたものであり、極めて高い効果が期待できます。

金融・資本市場のグローバル化が進展する中で、わが国のこれまでに築いてきた国民の金融資産や海外からの資金をわが国の市場に集めることは、わが国の金融の強化であり、いわゆる金融立国に繋がります。雇用・消費の創出も期待できます。金融資産を集めるには市場の信頼性が最も重要と考えられ、信頼できる市場には公正性、透明性が欠かせない要件です。金融商品取引法の制定によって、ディスクロージャーの充実強化が図

られたことはまさにこれらに対応したものです。具体的な運用はこれからですが、新制度の円滑な導入・適正な運用に当たって、公認会計士には、大きな役割と期待が寄せられています。また、サブプライムローンに端を発したグローバルな金融危機への対処として、国際協調の観点から主要市場における会計基準の整合性が問題になりました。今後、わが国において、国際会計基準（IFRS）の導入が控えており、国際監査基準との整合性も一層図る必要があります。公認会計士に対する市場の期待はますます大きなものになると考えられます。



渋佐 寿彦

(平成17年経済学部卒)

## 5年目の公認会計士

昨年の8月に5年足らず勤務した新日本監査法人（現：新日本有限責任監査法人）を退職して、虎ノ門にて共同事務所として活動を続けてきましたが、今年の9月25日に「虎ノ門有限責任監査法人」を設立しました。20代から30代半ばまでの若いメンバーが主体となり、私が代表者を務めております。

有限責任監査法人制度は、ご存知のとおり、今年の4月から改正公認会計士法の施行と同時にじまったものです。私の古巣でもある新日本有限責任監査法人が、金融庁登録第1号

ということで、その後、赤坂、太陽ASGに続いて、虎ノ門有限責任監査法人は10月16日に第4号として登録されました。

金融庁の担当官によると、有限責任監査法人としては第4号ですが、既に監査契約を結んでいる個人会計士から有限責任監査法人への法人成りのケースは初めてだということでした。初めてのケースだということもあり、個人の監査契約の移行方法や時期について、金融庁、関東財務局と日本公認会計士協会、はたまた税務署まで何度も問い合わせをしましたがおっしゃることは三者三様で、どう理解をすればいいのか苦勞をしました。

また、同時にクライアントの皆様にも、説明に伺ったのですが、やはり「有限責任監査法人」という言葉は耳慣れないようで、何が「有限責任」なのかをはじめとして、制度自体の説明には苦勞をしました。しかし、業界トップの新日本監査法人が既に移行しているということが大きく、最終的にはご理解をいただくことができました。多難なスタートではありましたが、今はようやく

く少し落ち着いて、監査業務やその他周辺業務に取り組むことが出来ています。会計ビックバンと言われて久しいですが、今も会計基準をはじめとした我々会計士を取り巻く状況は、目まぐるしく変化し続けていますので、少しでも気を抜いていると、すぐに取り残されそうな気がしてなりません。日々勉強しなければならぬなと思いつつも、多忙を理由に怠けているのが実際のところなんです。

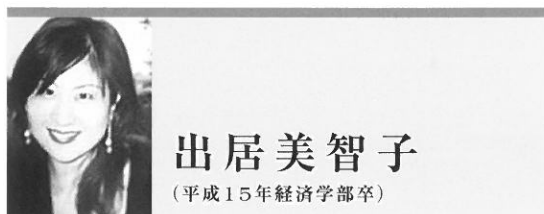
独立してからの一年強は、本当に「仲間」に助けられました。こうして監査法人を設立できたのも、設立の趣旨に賛同してくれたパートナーがいてくれたからこそですし、日々の業務をサポートしてくれるスタッフをはじめとして、グループの会計コンサルティング会社や弁護士事務所の皆に支えられて成り立っています。会計士業界の諸先輩方にも、クライアントを紹介して下さったり、業界の動向を教えてくださいと・・・・色々な方に有形無形の支援をしていただきました。御礼の言い様がありません。いつかは必ず恩返しができるようにしたいと思います。監査法人とともに「仲間」が

幸せになり、ひいては社会的にも貢献できるような監査法人になることを目標にして、頑張っていきたいと思います。

話は変わりますが、3年前まで、日本公認会計士協会の下部組織である会計士補会の代表幹事を務めていたことがあり、現在の幹事達と食事をともにする機会がありました。私が代表幹事を務めていたころは数名だった幹事も、今では数十名になっており、活動の幅も広がっていると感じました。今では私はOBとなってしまうかもしれませんが、今後も活動が益々活発になってくれることを願っています。

プライベートでは、最近、先輩同期後輩を問わず、よく結婚式に出席しています。おそらく、私もそういう年齢になったということだと思いますが、自分にあてはめてみるとイメージが湧かないものです。晩婚化と言われていますが、私の周りでは必ずしもそうではないような気がしています。

とりとめもなく、近況報告をさせていただきました。寒くなってまいりましたので、皆様くれぐれもご自愛ください。



**出居美智子**

(平成15年経済学部卒)

## 小さな一歩

英語と格闘する毎日である。  
毎日英文メールを読み、海外諸団体のプレ

スを読む。たった1ページの文章でも翻訳するのに半日かかってしまうこともある。

かなり前からこれからのビジネスには英語が必須であることは認識していたが、様々な理由をつけて逃げていた。

国内企業の監査担当だから、英語はさほど使わないから大丈夫だろう、日本人として生まれてきたのだから日本語だけ話せばいいのだ！等々、我ながらひどい理由である。しかし、そうとも言っていられない状況が目の前に押し寄せている。公認会計士の増加と会計

の国際化である。

公認会計士の合格者は試験制度が変わってから、毎年三千人を越えている。

若手の会計士がこれほど増えると、何か公認会計士という資格以外のプラスアルファの知識や能力が必要になるのではと危機感を感じた。プラスアルファには様々な方法があると思うが、私は英語を選んだ。その大きな理由は会計の国際化である。

東京合意に基づき国際会計基準（IFRS）とのコンバージェンス作業が順調に進んでいる。そんな中、今年11月に米国証券取引委員会（SEC）が米国企業についてIFRSを容認・強制適用するためのロードマップ案を公表した。2014年からIFRSを強制適用することの是非について、2011年までに決定することを明らかにしている。日本ではまだIFRS適用の是非についての方向性を明確にはしていないが、適用しようがしまいが国際的潮流の中でIFRSが無視できない存在になっていることは確かである。そして、IFRSは英語で記載されている。これを微妙なニュアンスも含めて理解できるようになることが、私の考えるプラスアルファである。

世界の共通言語である英語とビジネスの世界共通言語である会計を習得することはとても有意義なのではないだろうか。

さて、国際会計基準委員会財団（IASCF）がG20に向け、ブッシュ大統領宛のレターを公表した時のことである。上司から、内容も大切だが、惚れ惚れするような英語なので是非読んで欲しいとのメールを受けた。早速読んでみるが、内容が非常に重要なことはわかったものの、どこがどう惚れ惚れするような英語なのかが、さっぱりわからなかった。そして、メールの最後にはこう付け加えられ

ていた。「いい英語を知らないと、いい英語は書けない。」

つい先日のことである。同僚から、海外向けに英文メールを送るためにメールを作成したが、心配なので添削して欲しいと依頼された。周りを見回したが、英語のできるスタッフは皆席を外している。添削できるか不安な気持ちいっぱい、英文メールを見せてもらった。すると、何かとても違和感のある英文がそこにあった。決して間違っているわけではない。恐らく相手に趣旨は伝わるだろうと思う。しかし、、、毎日読んでいる英文ではこのような表現は使わない。いい英語ではないと思った。毎日生きた英語に触れてきたからこそ感じた違和感なのだと思います、うれしくなった。

階段をひとつ上ったような気になった今日この頃である。

## 【行事報告】

### ●平成20年1月30日 公認会計士三田会総会・新人歓迎会

1月30日午後5時30分から交詢社において、公認会計士三田会総会を開催しました。事業報告、収支報告、予算の各審議が行われ承認されました。

続いて、午後6時から、研修会を行いました。講師に日本公認会計士協会法規担当常務理事の吉田慶太君を迎え、「改正公認会計士法と品質管理」について研修しました。

午後7時からは、新人歓迎会を行いました。

参加者は200名を超えて、大盛会となりました。2次会はBRB、帝国ホテル三田倶楽部などに流れて懇親を深めました。

### ●平成20年4月6日 三田会ゴルフ

4月6日、晴れ渡った青空の下、日本シニアプロゴルフ開催の静ヒルズカントリークラブにおいて、三田会ゴルフコンペを開催しました。素晴らしいコース状態でしたが、トーナメントコースの難しさを味わいました。参加者が増えることを希望しております。

### ●平成20年7月2日 夏季研修会

7月2日午後6時30分から三田の北館ホールにおいて、夏季研修会を開催しました。

講師に株式会社東京証券取引所グループ取締役会長兼代表執行役の西室泰三氏をお迎えして「Change～新たな飛躍を目指して～」のテーマについて、豊富なビジネス経験とそれを支えられた信条、東証の目指すところについて伺いました。

続いて、懇親会をザ・カフェテリアにて開催しました。懐かしい三田の店にての2次会では遅くまで盛り上がりました。

### ●平成20年10月5日 十月会－大学対抗CPAゴルフ競技

10月5日、好天に恵まれた秋の一日を、塾創立150年を記念して必勝を期して、八千代ゴルフクラブへ乗り込みました。揃いのポロシャツで団結を示した慶應義塾チームは、勝たねばならないプレッシャーが重く、エース選手がライバルチームの術中にはまるなど、普段の力が発揮できず、他校との懇親を深めるに留まりました。いつかこの競技に勝ち、祝杯を挙げる日が来ることを祈っております。

### ●平成20年10月25日 ゴルフ早慶戦

10月25日、秋の深まりを見せる取手国際ゴルフ場に、打倒宿敵早稲田を胸に慶應義塾チームが集いました。またも、惜敗しましたが、表彰式においての反省では、負けた気がしないなどと妙な負け惜しみが多発し、楽しく笑いました。



## 《公認会計士試験の状況》

### — 新試験でも連続首位 — 連続34年間、合格者数首位を堅持

平成20年公認会計士試験は、平成20年11月18日に合格者が発表されました。

平成20年の公認会計士試験は、願書提出者総数21,168人、論文式受験者数7,034人、最終合格者数3,024人となっています。合格率は15.3%でした。このうち、慶應義塾出身の補習所登録者数は375人であり、2位早稲田の307人に68人の差で首位となりました。これにより、慶應義塾は旧試験制度から34年間連続して、公認会計士試験の王座を獲得しました。

今後も合格者数首位を目指して、塾出身の受験者の確保と合格率上昇のためのバックアップを一層強化できるよう、関係各位のご協力をお願い申し上げます。

#### 平成20年公認会計士第2次試験の概要 短答式試験受験者等対象

願書出願者数	21,168人	(前年 20,926人)
短答式合格者数	3,515人	(前年 2,709人)
最終合格者数	3,024人	(前年 2,695人)
合格率	15.3%	(前年 14.8%)

#### 主な大学の合格者数（公認会計士三田会調べ）

慶應義塾…375名、早稲田…307名、中央…160名、  
東京…114名、明治…110名、同志社…102名、一橋…93名、  
立命館…85名、神戸…83名、京都…82名、  
以上

## 公認会計士第2次試験及び公認会計士試験 大学・年度別合格者数一覧表

公認会計士三田会調べ

年次／順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
1 昭和45年度 (1970)	慶應義塾 39	中央 29	早稲田 26	東京 12	一橋 9	明治 9	神戸 8	同志社 8	横浜国立 7	関西 4
2 昭和46年度 (1971)	中央 51	早稲田 38	慶應義塾 28	明治 22	横浜国立 14	東京 8	神戸 8	同志社 7	京都 5	大阪市立 4
3 昭和47年度 (1972)	慶應義塾 48	中央 47	早稲田 32	明治 17	東京 13	神戸 11	京都 10	一橋 9	横浜国立 6	同志社 5
4 昭和48年度 (1973)	慶應義塾 42	早稲田 30	明治 18	中央 16	一橋 11	東京 9	日本 8	法政 5	横浜国立 2	立教 1
5 昭和49年度 (1974)	中央 65	慶應義塾 61	早稲田 42	明治 25	東京 10	一橋 8	横浜国立 8	法政 7	立教 5	—
6 昭和50年度 (1975)	慶應義塾 32	早稲田 22	中央 16	明治 16	東京 9	日本 6	法政 5	一橋 3	—	—
7 昭和51年度 (1976)	慶應義塾 50	早稲田 44	中央 29	明治 28	一橋 14	日本 8	法政 6	横浜国立 6	立教 6	東京 5
8 昭和52年度 (1977)	慶應義塾 45	早稲田 44	明治 30	中央 26	一橋 13	日本 7	東京 6	法政 6	立教 6	横浜国立 5
9 昭和53年度 (1978)	慶應義塾 39	早稲田 37	中央 34	明治 13	一橋 6	法政 6	東京 5	横浜国立 5	立教 3	日本 2
10 昭和54年度 (1979)	慶應義塾 36	早稲田 29	中央 23	明治 14	一橋 9	法政 8	東京 5	横浜国立 5	立教 5	日本 5
11 昭和55年度 (1980)	慶應義塾 30	早稲田 30	中央 27	明治 17	一橋 9	横浜国立 8	法政 5	東京 3	立教 3	—
12 昭和56年度 (1981)	慶應義塾 26	早稲田 24	中央 20	明治 13	一橋 10	横浜国立 7	東京 6	法政 6	日本 3	立教 2
13 昭和57年度 (1982)	慶應義塾 26	早稲田 18	明治 16	横浜国立 14	中央 11	一橋 8	東京 5	法政 4	立教 4	日本 1
14 昭和58年度 (1983)	慶應義塾 39	早稲田 34	中央 20	明治 19	横浜国立 9	法政 8	一橋 8	東京 5	立教 5	日本 2
15 昭和59年度 (1984)	慶應義塾 54	早稲田 40	中央 27	明治 20	一橋 12	横浜国立 11	東京 8	法政 6	日本 6	立教 3
16 昭和60年度 (1985)	慶應義塾 53	早稲田 36	中央 21	明治 19	一橋 13	法政 12	横浜国立 10	日本 9	東京 9	立教 2
17 昭和61年度 (1986)	慶應義塾 63	早稲田 56	中央 40	明治 28	一橋 12	横浜国立 12	東京 14	法政 13	日本 14	立教 4
18 昭和62年度 (1987)	慶應義塾 68	早稲田 49	中央 36	明治 27	一橋 15	横浜国立 15	東京 13	法政 7	日本 7	立教 5
19 昭和63年度 (1988)	慶應義塾 68	早稲田 45	中央 38	明治 23	一橋 18	東京 13	法政 13	横浜国立 10	日本 6	立教 2
20 平成元年度 (1989)	慶應義塾 108	早稲田 67	中央 35	明治 35	東京 26	一橋 18	法政 12	立教 12	日本 11	横浜国立 9
21 平成2年度 (1990)	慶應義塾 111	早稲田 78	中央 46	明治 36	一橋 24	東京 21	横浜国立 18	法政 15	立教 9	日本 8
22 平成3年度 (1991)	慶應義塾 108	早稲田 101	中央 50	明治 45	一橋 32	東京 28	横浜国立 14	法政 10	日本 8	立教 11
23 平成4年度 (1992)	慶應義塾 126	早稲田 110	一橋 46	中央 41	東京 40	明治 36	法政 24	横浜国立 19	立教 14	日本 5
24 平成5年度 (1993)	慶應義塾 109	早稲田 98	中央 46	明治 45	一橋 36	明治 32	法政 13	横浜国立 19	立教 8	日本 15
25 平成6年度 (1994)	慶應義塾 140	早稲田 102	東京 57	一橋 37	中央 29	明治 27	横浜国立 19	法政 14	立教 10	日本 4
26 平成7年度 (1995)	慶應義塾 134	早稲田 134	中央 41	東京 39	一橋 27	明治 22	横浜国立 15	法政 11	日本 8	立教 8
27 平成8年度 (1996)	慶應義塾 115	早稲田 95	中央 39	一橋 38	明治 34	明治 23	横浜国立 22	法政 14	日本 11	立教 4
28 平成9年度 (1997)	慶應義塾 115	早稲田 85	中央 38	明治 33	一橋 26	東京 24	横浜国立 19	法政 14	立教 12	日本 8
29 平成10年度 (1998)	慶應義塾 119	早稲田 97	中央 34	東京 29	明治 28	一橋 21	横浜国立 14	法政 13	日本 12	立教 9
30 平成11年度 (1999)	慶應義塾 133	早稲田 88	中央 47	東京 47	一橋 35	明治 27	法政 23	横浜国立 21	日本 12	立教 11
31 平成12年度 (2000)	慶應義塾 136	早稲田 90	中央 60	東京 50	一橋 35	明治 35	法政 23	立教 18	横浜国立 16	日本 13
32 平成13年度 (2001)	慶應義塾 155	早稲田 134	東京 68	中央 59	一橋 47	明治 42	横浜国立 22	日本 13	法政 11	立教 11
33 平成14年度 (2002)	慶應義塾 183	早稲田 140	中央 94	東京 75	一橋 54	明治 39	横浜国立 23	法政 22	立教 21	日本 16
34 平成15年度 (2003)	慶應義塾 228	早稲田 152	東京 78	中央 76	一橋 71	京都 49	同志社 48	神戸 47	明治 45	大阪 37
35 平成16年度 (2004)	慶應義塾 208	早稲田 153	東京 93	中央 76	神戸 62	明治 60	同志社 56	一橋 56	京都 50	立命館 40
36 平成17年度 (2005)	慶應義塾 209	早稲田 159	中央 106	東京 61	一橋 51	同志社 48	神戸 43	明治 40	関西学院 40	京都 37
37 平成18年度 (2006)	慶應義塾 224	早稲田 146	東京 73	一橋 69	中央 64	明治 55	同志社 49	京都 48	神戸 38	関西学院 35
38 平成19年度 (2007)	慶應義塾 411	早稲田 293	中央 150	明治 105	神戸 105	同志社 102	東京 99	一橋 94	京都 73	立命館 71
39 平成20年度 (2008)	慶應義塾 375	早稲田 307	中央 160	東京 114	明治 110	同志社 102	一橋 93	立命館 85	神戸 83	京都 82

# 役員一覽

役職	卒業年度	氏名
会長	S42年卒	青木 雄二
副会長	S42年卒	一法師 信武
副会長	S43年卒	杉山 美代子
副会長	S46年卒	佐竹 正幸
副会長	S49年卒	加藤 晶春
幹事	S44年卒	福島 優子
幹事	S44年卒	高橋 健一
幹事	S44年卒	出口 眞臣
幹事	S47年卒	野辺地 勉
幹事	S49年卒	梶川 融
幹事	S50年卒	桃崎 有治
幹事	S51年卒	新田 誠
幹事	S51年卒	山田 辰己
幹事	S51年卒	徳永 信
幹事	S52年卒	小見山 満
幹事	S52年卒	池上 玄
幹事	S52年卒	佐藤 行正
幹事	S53年卒	小坂 義人
幹事	S53年卒	都甲 孝一
幹事	S53年卒	沼田 徹
幹事	S54年卒	柳澤 義一
幹事	S55年卒	市村 清
幹事	S55年卒	森 公高
幹事	S56年卒	金井 沢治
幹事	S57年卒	篠原 真
幹事	S58年卒	油谷 成恒
幹事	S58年卒	上林 三子雄
幹事	S59年卒	田光 完治
幹事	S61年卒	奥村 始史
幹事	S61年卒	海野 隆義
幹事	S61年卒	今村 友妃子
幹事	S61年卒	加藤 達也
幹事	S62年卒	安藤 武
幹事	S62年卒	要石 博之
幹事	S63年卒	佐藤 裕紀
幹事	S63年卒	田中 耕一郎
幹事	S63年卒	岡谷 直人
幹事	S63年卒	中村 元彦
幹事	H1年卒	菅野 雅子
幹事	H1年卒	阪田 大門
幹事	H1年卒	吉田 慶太
幹事	H2年卒	高橋 克典

役職	卒業年度	氏名
幹事	H6年卒	菅谷 圭子
幹事	H8年卒	吉川 高史
幹事	H9年卒	三根 大介
幹事	H9年卒	古賀 智彦
幹事	H10年卒	江幡 淳
幹事	H18年卒	米田 惠美
会計監事	S44年卒	小幡 恭弘
会計監事	S52年卒	山崎 博行

役職	卒業年度	氏名
年度世話人	S45年卒	山田 幸太郎
年度世話人	S45年卒	池田 雄二郎
年度世話人	S45年卒	杉山 昌明
年度世話人	S55年卒	市村 清
年度世話人	S55年卒	森 公高
年度世話人	S55年卒	関口 弘和
年度世話人	S55年卒	三橋 優隆
年度世話人	S55年卒	西川 浩司
年度世話人	S55年卒	永田 高士
年度世話人	H2年卒	高橋 克典
年度世話人	H2年卒	井野 貴章
年度世話人	H2年卒	越田 勝
年度世話人	H2年卒	堀越 喜臣
年度世話人	H2年卒	坂東 正裕
年度世話人	H2年卒	平木 達也
年度世話人	H12年卒	後藤 昌子
年度世話人	H12年卒	佐野 憲司
年度世話人	H12年卒	三好 巧

役職	卒業年度	氏名
実行委員	S59年卒	澤口 雅昭
実行委員	S59年卒	大塚 敏弘
実行委員	H5年卒	荒張 健
実行委員	H14年卒	渡邊 真里子
実行委員	H14年卒	小松 浩幸

役職	卒業年度	氏名
相談役	S25年卒	西谷 誠一
相談役	S26年卒	向山 清志
相談役	S30年卒	村山 徳五郎
相談役	S34年卒	森重 榮
相談役	S41年卒	石井 清之

制定／昭和52年9月1日  
 改正／昭和55年1月21日  
 改正／昭和58年1月10日  
 改正／昭和61年1月17日  
 改正／平成15年1月29日  
 改正／平成15年12月4日  
 改正／平成20年1月30日

# 公認会計士三田会・会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公認会計士三田会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会計及び監査に関する学術の研究、会員の知識及び経験の交流、業務の協調、会員相互の親睦並びに後進の指導育成等を図ることを目的とする。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所を、幹事会の指定する場所に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、会計及び監査の実務、学術等に関する研究会、講演会等の開催
- 2、内外の資料の調査、研究
- 3、業務情報の交換
- 4、会報その他刊行物の発行
- 5、その他前各号に附帯する事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、慶応義塾に在学した者で、公認会計士、会計士補、公認会計士試験合格者及びこれらの有資格者をもって会員とする。

## 第3章 役 員

(会長、副会長、幹事)

第6条 本会に、会長、副会長、幹事を置く。会長は1名とし、副会長、幹事は若干名とする。

(会計監事)

第7条 本会に、会計監事2名を置く。

(相談役)

第8条 本会に、相談役を置くことができる。

(幹事及び会計監事の選出並びに任期)

第9条 幹事及び会計監事は、会員のうちから定時総会において選出する。  
 2、幹事及び会計監事の任期は、定時総会のときから始まって、就任後第2回目の定時総会終了のときまでとする。

(会長、副会長、相談役の選任)

第10条 会長、副会長は、幹事の互選により選出する。相談役は、会長が指名する。

## 第4章 総 会

(総会の種類)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第12条 定時総会は会計年度終了後5ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じ、幹事会の議を経て会長が招集する。

## 第5章 会 計

(会 費)

第13条 本会の経費は、会費、臨時会費及び寄附金をもってこれに当てる。  
 2、会費は、公認会計士は年額10,000円、会計士補ならびに公認会計士試験合格者は3,000円とする。なお、公認会計士のうち近年に卒業した会員に対して会費を一部減額することを認め、その取扱は幹事会にて決定する。  
 有資格者の会費については、これに準ずる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

## 第6章 会則の変更

(会則の変更)

第15条 会則の変更は、総会の決議による。

(附 則)

この会則は、昭和52年9月12日から施行する。

(附 則)(平成20年1月30日改正)

第5条、第12条、第13条の改正は、第31事業年度より適用する。

(附 則)(常任世話人の件)

当分の間、相談役の中に常任世話人を置くことができる。常任世話人は会長が指名し、連合三田会の会合等に会を代表して出席する。



©慶應義塾

[www.cpa-mitakai.net](http://www.cpa-mitakai.net)

**公認会計士三田会会報【第33号】**（平成21年1月1日発行昭和53年1月1日創刊）

**編集発行 公認会計士三田会 佐藤裕紀**

〒104-0061 東京都中央区銀座3-15-10-6F新創監査法人内

電話：03-3541-2886 FAX：03-3543-1588 E-mail：mitakai@shinsoh.co.jp